

{ 自費？ 保険？ }

- ・ 巻き爪： **自費**（炎症を起こしていなければ自費となります）
- ・ 陥入爪： **保険適応**（治療が必要な状態であるため、保険適応となります）
- * 厚生労働省の中央社会保険医療協議会(中医協)により、巻き爪の保険診療は禁止されております。
不必要に保険診療を行なった場合は、医療機関に指導があります。ご理解の程よろしくお願いいたします。
- * 炎症による強い疼痛がある場合は、しっかりと保険治療させていただきますので、一度ご相談くださいませ。

{ 料金は？ }

自費の場合

保険診療の場合(3割負担)

- ・ 保護法： 初診(5000円) 2回目以降(2500円) → 初診(1500円程度) 再診(750円程度)
- ・ 外科的治療： 基本的に保険診療内 → 6000円程度
- ・ 矯正法： 初診(9000円) 2回目以降(6000円~9000円) → 基本的に自費診療です